別表第一第三号の表渡島・檜山地方の項中「函館海洋気象台」を「函館地方気象台」に改め、同表兵庫県の項中「神戸海洋気象台」を「神戸地方気象台」に改め、同表長崎県の項中「長崎海洋気象台」を「長崎地方気象台」に改める。

別表第一注第三号の表中「函館海洋気象台」を「函館地方気象台」に、「神戸海洋気象台」を「神戸地方気象台」に、「長崎海洋気象台」を「長崎地方気象台」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第二条関係）

一　全般海上予報区

区域	担当気象官署
東は東経百八十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十度の線により限られた海域	気象庁本庁

二　地方海上予報区

名称	区域	担当気象官署
日本海北部及びオホーツク海南部	茂津多岬（北海道）の突端から二百七十度に引いた線以北及び知床岬（北海道）の突端から九十度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から三百海里以内の海域	札幌管区気象台
北海道南方及び東方海上	尻屋崎（青森県）の突端から百十度に引いた線以北及び青森県と秋田県との境界線から三百十五度に引いた線以北並びに茂津多岬（北海道）の突端から二百七十度に引いた線及び知床岬（北海道）の突端から九十度に引いた線以南並びに千島列島の突端から三百海里以内の海域	札幌管区気象台
三陸沖	尻屋崎（青森県）の突端から百十度に引いた線以南及び福島県と茨城県との境界線から九十度に引いた線以北の海岸線から三百海里以内の海域	仙台管区気象台
関東海域	福島県と茨城県との境界線から九十度に引いた線以南及び神奈川県と静岡県との境界線から東経百三十九度十八分、北緯三十四度五十四分の地点を経、東経百三十八度五十分、北緯三十四度二十分の地点に至り、更にその点を起点として百八十度に引いた線（以下「イ線」という。）以東の海岸線から三百海里以内の海域	気象庁本庁
東海海域	青森県と秋田県との境界線から三百十五度に引いた線以西及び福井県と石川県との境界線から三百十五度に引いた線以東の海岸線から三百海里以内の海域	新潟地方気象台
日本海中部	イ線以西及び和歌山県と三重県との境界線から百八十度に引いた線以東の海岸線から三百海里以内の海域	名古屋地方気象台
日本海西部	福井県と石川県との境界線から三百十五度に引いた線以西及び島根県と山口県との境界線から三百十五度に引いた線以東の海岸線から三百海里以内の海域	大阪管区気象台
四国沖及び瀬戸内海	和歌山県と三重県との境界線から東経百三十六度一分、北緯二十八度四十三分の地点、東経百三十二度、北緯二十七度の地点、東経百三十二度十五分、北緯二十七度十分の地点、東経百三十二度十五分、北緯二十六度四十分の地点、大分県と宮崎県との境界線を順次に結ぶ線によって限られた海域並びに木屋川口（山口県）と部崎（福岡県）の突端とを結ぶ線（以下「ロ線」という。）以東の瀬戸内海全域	高松地方気象台
対馬海峡	島根県と山口県との境界線から三百十五度に引いた線以西並びに福岡県と佐賀県との境界線から東経百二十六度三十一分、北緯三十四度十八分の地点を結ぶ線（唐津湾海域を除く。）以南並びに鳴瀬鼻（鹿児島県長島）の突端から東経百二十六度四十二分、北緯二十八度三十分の地点を結ぶ線以北の海岸線から三百海里以内の海域及び八代海海域	福岡管区気象台
九州西方海上	大分県と宮崎県との境界線から東経百三十二度十五分、北緯三十三分の地点、東経百三十二度十五分、北緯二十七度の地点、東経百二十六度四十分、北緯二十六度三十分の地点、鳴瀬鼻（鹿児島県長島）の突端を順次に結ぶ線（八代海海域を除く。）によって限られた海域	福岡管区気象台
九州南方海上及び日向灘	東経百三十三度、北緯二十七度の地点から東経百二十八度三十分、北緯二十七度の地点、東経百二十六度、北緯二十九度の地点、東経百二十二度、北緯二十度の地点、東経百二十度、北緯二十度の地点を経て東経百三十三度、北緯二十七度の地点に至るまで順次に結ぶ線によって限られた海域	鹿児島地方気象台
沖縄海域	東経百二十七度の地点から東経百二十六度、北緯二十九度の地点、東経百二十二度、北緯二十九度の地点、東経百二十二度、北緯二十度の地点、東経百二十度、北緯二十度の地点を経て東経百二十七度、北緯二十七度の地点に至るまで順次に結ぶ線によって限られた海域	沖縄気象台

注　海面水温予報並びに火山現象に関する海上予報及び火山現象に関する海上警報にあつては、全般海上予報区及び全ての地方海上予報区の担当気象官署は、気象庁本庁とする。

附　則

1　この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

2　地方海上予報、火山現象に関する海上予報等に関する発表形式（昭和二十八年運輸省告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五日本海北部及びオホーツク海南部の項中「北端から」の下に「二百七十度に」を加え、同表北海道南方及び東方海上の項中「尻屋崎（青森県）」及び「知床岬（北海道）」の下に「の突端」を加え、同表三陸沖の項中「尻屋崎（青森県）」の下に「の突端」を加え、同表日本海中部の項中「鳥ケ首岬」を「鳥ヶ首岬」に改め、同表四国沖及び瀬戸内海の項を削り、同表日本海西部の項の次に次のように加える。

四国沖及び瀬戸内海 SEA OFF SHIKOKU AND SETONAIKAI	和歌山県と三重県との境界線から東経百三十六度一分、北緯二十八度四十三分の地点、東経百三十二度、北緯二十七度の地点、東経百三十二度十五分、北緯二十七度の地点、東経百三十二度十五分、北緯二十六度四十分の地点、大分県と宮崎県との境界線を順次に結ぶ線によって限られた海域並びに木屋川口（山口県）と部崎（福岡県）の突端とを結ぶ線（以下「ロ線」という。）以東の瀬戸内海全域
瀬戸内海 SETONAIKAI	四国沖及び瀬戸内海のうち、日ノ御埼（和歌山県）の突端と蒲生田岬（徳島県）の突端とを結ぶ線（以下「K線」という。）及び高茂岬（愛媛県）の突端と鶴御崎（大分県）の突端とを結ぶ線（以下「L線」という。）の以北の海域
四国沖北部 NORTHERN SEA OFF SHIKOKU	四国沖及び瀬戸内海のうち、K線及びL線の以南並びに東経百三十一度一分、北緯三十六度一分、東経百三十一度十五分、北緯三十二度の地点とを結ぶ線（以下「M線」という。）以北の海域